

研究論文

1930年代、台湾における米質改善運動と土壟間

堤 和幸*

はじめに

大正末期、ジャポニカ種の蓬莱米が誕生したことで、“内地”における台湾米の評価は高まり、移出量も次第に増加傾向を示すこととなった。特に1930年代に入ると急激な上昇カーブを描くようになったことは周知のことである。移出量の増加は、朝鮮米や内地米に比べ、台湾米が“内地”の市場において価格面で優位に立っていたことに加え、品質の面においても一定の評価を得られるようになったことが大きな要因であった。従来、品質・食味の点で劣るとされてきた台湾米に対する移出商や“内地”側からの米質改善圧力についてはすでに拙稿の中で言及する機会を持った¹。しかし、こうした動きに対する台湾側の対応については、解明が不十分なままとなって現在に至っている。

そこで本稿では、台湾側で米取引の中枢に位置した土壟間（トランケン＝籾摺業者）が“内地”への移出拡大を背景に、米質や取引システムの改善に具体的にどのように取り組み、“内地”資本に対してどのように生き残りを図ろうとしたか検証を試みることにしたい。さらに、土壟間は産業組合経営の農業倉庫（以下、産倉と略す）の台頭によってシェアを奪われ、1930年代になると次第に衰退に向かったというのが通説となっているが、そうした見方に対しても

改めて検討を加える場としたい。金融業者としての一面を併せ持っていた土壟間は、日本資本の米移出業者や“内地”の移入業者からは、旧態依然たる台湾土着の米取引業者で、台湾米の劣悪なる米質の元凶であるかのように見做されていた。そのためもあってか、農民を彼らの金融支配と前近代的な米取引システムから解放し、土壟間を衰退させる決定的役割を果たしたのが産倉の出現と拡大であるという見方も存在する。しかし、具体的に産倉が土壟間の米取扱いシェアをどの程度奪い、土壟間にどのような影響を与えることになったかといった点を明らかにする作業は、未だ行われていないのが実情である。本稿ではそうした点についても若干の検討を行いたいと思う。

台湾米取引という具体的な業種に着目し、以上のような点について分析・検討を加えることは、植民地時期における“内地”資本と台湾の在地資本との関係を解明するという点からも意義のある作業であると考えられる。涂照彦は『日本帝国主義下の台湾』²の中で、日本による台湾統治を「日本資本の進出・支配とそれに対する台湾資本の抵抗」という構図でとらえ、日本の近代資本の前での台湾資本の弱体化という側面を強調した。日本統治下の台湾産業の実態を、涂が示した図式だけでとらえることが妥当かどうか、問い直しのためのケーススタディとして

*長崎県立大学経済学部非常勤講師

も位置付けたいと思う。

I. 昭和5、6年ごろまでの台湾米の品質と内地需要

蓬莱米が登場してから1930年代初期までの台湾米について見てみよう³。『台湾之産業組合』60号(昭和6年6月号)所収の「米穀検査規則改正に就て」には

土壟間同業者は常に各品種米は勿論、上米と下米とを混淆し強ひて三等合格米を作成し受験するの弊害を招集し、……農家は不合格米たらんとするものを優良米に混入することによりて、最低限度の合格米に調製して移出禁止の厄を突破せんとす。

とある。土壟間による上質米と下等米の混合は常態化し、農家は優良米に不合格米を混入させることで売り切ろうとしており、台湾米の品質には甚だ大きな問題があったということである。

また、台湾米の品質と取引システムに深く関わる問題として、混合保管と融通米取引にふれておく必要があろう。土壟間は農家から籾を買い付け籾摺りを行う。移出商との取引が成立すると、米を運送店に委託するが、運送店側は受けとった玄米を土壟間別には仕分けしないまま貨車に積み込んで移出港(基隆・高雄)にある倉庫に運び、そこでも契約先の移出商別には区別しない状態で米を積み上げていた。これが混合保管と言われるものである。移出商側はどれが自らの契約米なのか判別できないことを利用して、市場の動きを睨みながら倉庫内の米を勝手に積み出しておき、後で埋め合わせするという手法で利益を確保していた。これが融通米取引である⁴。要するにどれが誰の米だかはっきりしないまま取引が進むため、当然、事故米が発

生しても責任は不明確なままということであった。この扱いは土壟間にも運送業者にも、さらには移出業者にとっても非常に好都合なものであった。こうした取引システムの背景には移出米検査制度の不備があったことが挙げられる。総督府の技師であった作田隆は1930年ごろの状況をふり返り次のように述べている。

標準は全島一本、而かも一等から二等までの階級はあるが、其の実際は三等一本で、二等米も三等で押し通すと云ふ有様で、不合格米は移出禁止だから巧に上米に混合し、三等かすかすの裾米を作る事にのみ専念し、其の余弊として、検査は自然に低下し、四等米甚だしきは不合格米程度の米を三等米としてドシドシ出すという有様であって、内地初期に於ける生産検査同様、無等級の合格一本と云ふ有様であった⁵。

1930年ごろまでの台湾米の実態は、三等級制はとっているものの、実際は一・二等はほとんど見られない三等米一本で取引されており、品質の良い米も劣る米もとにかく三等米にして出すというものであった。

しかし、台湾米に対する“内地”での評価に変化が出てくる。1929年(昭和4)の東京・神戸・大阪三市場における内地米と蓬莱米の平均相場を比較してみると、1石当たりの価格29円44銭：22円40銭。値開きは7円4銭である。それが1932年(昭和7)になると、同じく22円9銭：20円70銭。その差は1円39銭にまで縮小している。さらに、台湾正米市場が発表した1934年(昭和9)10月の米価表により深川市場と神戸市場の平均相場と比較すると、内地米20円85銭：北部蓬莱米17円52銭となっている。ここでは3円33銭の開きが見られるが、これを記した作田隆は、中部蓬莱米ならその差は2円30銭前後であろうと推測している⁶。以上の点を総合

すると、少なくともこの数年間に、内地米と蓬莱米の価格差は半以下に縮まっていたと考えることができよう。

では、価格上昇の要因になったと考えられる“内地”市場における蓬莱米の評価やニーズは如何なるものであったのだろうか。昭和5年当時の状況について、三井物産台北支店米肥主任の森田鋭吉は次のように述べている。

今や蓬莱米は実質本位となり、最近中部産蓬莱米は南北部に比較し十銭乃至十五銭高く買はれ、従って注文も中部産に殺到し、新竹産を除外する注文も中々多い様である。即ち内地からの注文が品質本位になって来たのである⁷。

米質に留意することなく移出活動を行ってきた台湾側に対し、“内地”市場は質を求める姿勢に変わりつつあった。そのため同じ蓬莱米であっても品質の良い中部米が高く取引されるといった状況が出てきた。「今や内地種は蓬莱米なる一本の銘柄を以ては売買困難である⁸」ということばからは、すでに従来の移出米取引では市場の要求に応えることが難しく、そのことを台湾側も認識しつつあったことが窺える。移出する側の土墾間や移出商もニーズに対応することが商機の拡大につながるため、各々が思惑をもって米質や流通システムの改善に取り組むことになるのである。いずれにしても、それまでの台湾米が抱えてきた問題点を改善し、品質の向上に努めることが喫緊の課題となってきたのが昭和5、6年ごろ、即ち1930年前後という時期であった。

Ⅱ．移出米検査制度の改定(1930年以降)

蓬莱米への評価が一段と高まった昭和9年当時、前出の作田隆が、その理由の第一に挙げた

のが検査制度の改正であった⁹。本章では、この検査制度の改正と米質改善との関係について検討してみたい。

移出米の検査は1926年(大正15)以来、それまでの各州別の検査を統一し、総督府の直轄に移管して実施されていた。上述のように、実際にはほとんどの米が三等米か不合格米のどちらかに分類され、一等・二等米となるのはごく少量であった¹⁰。この“全島三等一銘柄一階級”という状況に変革をもたらしたのが1931年(昭和6)7月の検査規則改定である¹¹。この改定の詳細や影響については拙稿に譲るが、最大の変更点は三等級制を五等級制に改めたことであった。ただ、実質的にはほぼゼロに等しかった一等米と少量の五等米を除いた“二等・三等・四等の三階級制”への移行というのが現実の改定内容であった。等級の細分化で米質に対する信頼性が高まり、蓬莱米の品質改善に寄与したことを否定はできないが、この1931年の改定と同様、或いはそれ以上に重視すべきと考えるのが翌1932年(昭和7)6月と、1935年(昭和10)6月の検査規則改定である。

1932年(昭和7)の改定のポイントは、生産地を北部・中部・南部に分けた“三部制”実施である。“内地”市場では等級だけでなく産地や品種により、かなりの価格差を以て取引が行われるようになってきていた。地域的に見た場合、他に先駆け籾摺機のローラー化を実施するなど品質改善に努めてきた中部米が最も高値で取引されるとというのが一般的になりつつあった¹²。こうした状況を背景に台中州の籾摺商同業組合は、基隆港における台中州米の特別保管を主張し始め、運送業者にもこの方針を飲ませて、他州米との差別化を一步進めることに成功した。倉庫での保管の問題が台湾米の大きな弱点であっただけにその効果はすぐに現れ、中部

米と北部米の間に百斤当たり5～10銭の格差が生じたという。この実績を見た台北州の業者も行動を起こし、昭和6年の1月には州別保管を断行したので、新竹米も含めた基隆港の在庫米はすべて州別保管の形をとることになったのである¹³。この結果、中部米の評価は一段と高まり、北部米より30銭の上値となる一方、逆に南部米は北部米に比べ30銭の下値をつけることになった。即ち、同一等級米であるにも拘わらず中部米と南部米の間には1袋(百斤)当たり60銭の値開きが生じるようになったということである。

そこで総督府もさらなる米穀検査規則の改定に踏み出した。須田米穀検査所長は三部制実施に向けた関係者会議の席上、特に米穀検査所出張所の主任に対し、次のように発言している。

全島一本の単数標準米にては検査の厳正統一を期し難く、且つ市場取引の実際にも違背する奇現象を招来し、検査の信用と威信に関する重大事なるが故、多方面に渉り慎重研究の結果、茲に成案を得、検査規則の改正を為し、全島を北・中・南の三部に分割し、蓬莱・丸糯両米に付、来る六月一日第一期米より之を実施せんとし、目下準備中なり¹⁴。

いずれにしても、前年の五等級制(実質は三等級制)実施に加えて、地域間格差を前提とする米穀検査の三部制が導入されたことで、台湾米取引に一層の市場原理が働くことになったと考えられる。そこで、問題となったのが三部の地域境界線の線引きである。中部産蓬莱米は台湾米の中では優良米として定着しつつあったからである。昭和7年の『総督府府令24号』は規則改正による三部米を以下のように規定している。

北部米...台北州及新竹州(苗栗郡を除く)
産米

中部米...台中州、新竹州苗栗郡、台南州虎尾郡及同州斗六郡産米

南部米...高雄州及台南州(虎尾郡及斗六郡を除く)産米

ここで注目すべきは産米事情を同じくしていた苗栗・虎尾・斗六の三郡が中部米に編入されたことである。これらの地域で生産される米は、市場では“州外中部米”という名称で取引されていたが、中部米としてのお墨付きを得たことは生産者や籾摺業者に多大な影響をもたらすことになった。この状況について『台湾米報』30号(昭和7年10月号)「所謂三郡下の米に就て」は次のように伝えている。

三郡下の生産者・土壟間業者及検査当局までも相協力一致して乾燥、調製及品種選択等凡ゆる改善と宣伝に努力をなし、先づ苗栗郡下に於ては特選マークを捺し、宣伝カードを入れるやらで、實質上可成り面目一新を見るに至りたるは誠に同慶に堪えない次第である。

台湾米、蓬莱米という呼称でひとくくりにして取り扱うのは難しい時代が到来しており、地方の役所を先頭に農家や同業団体を挙げて米質改善に取り組む気運が高まっていた。それは品質がすぐに市場での取引価格に反映するようになっていたことを意味する。台湾米を取り巻く環境は着実に変化していたということである。

このような状況は、もちろん州外中部米に限らず、北部・中部・南部の各域内におけるさらなる競争を生み出すことになる。その結果、三部制の実施から三年後の1935年(昭和10)6月には、地方銘柄をさらに州別区域へと変更する検査制度の改革が行われることになった。総督府当局が発表した「台湾米穀検査規則の改正趣旨」には、

最近に於ける産米の状況は其の品質多種多

様に分かれ、之等の産米を僅かに三通りの銘柄に依りて律するは適当ならざるものなり。即ち実際取引上に於ては前記三銘柄の外、新竹米・州外中部米等の新銘柄を生じ受渡しを行ひつつある状態にして……従来の三部銘柄制は既に今日の産米事情及取引実情に副はず、且つ検査の統一上支障少なからざるを以て之を改正し、銘柄を増加するの必要に迫られて居る次第である。……台北米・新竹米・台中米・台南米・高雄米・東部米として合計六銘柄を設定したのである¹⁵。

とあることから、総督府としては市場における取引実態に近づけるため、ほぼ州別の6銘柄を設定したことがわかる。現実の取引はさらに先を行っていたと見るべきであろうが、少なくともこの検査規則の改正によって台湾米は名実ともに銘柄取引の時代を迎えたと言ってよいであろう¹⁶。

Ⅲ．米質改善運動と改善協会

ひとくくりに台湾米と称して質より量で取引する時代から、質のよい米を作って高く売る時代へと転換していく中で、各地で地域ぐるみの優良米生産に向けた取り組みが始まっていた。具体的な事例を見てみよう。ここで挙げるのは新竹州における籾乾米（すばしまい）生産運動である。籾乾米とは籾乾法という、乾燥場一面に竹や萱などで粗めに編んだ人の背丈よりやや高い程度の籾をかぶせ、強烈な直射日光を避ける“半蔭乾法”によって乾燥させた米をいう¹⁷。そもそもこの運動が始まった理由について、米穀検査所の技師を務める元山春雄のコメントは明快である。即ち、

新竹州は目下籾乾法に依る胴割防止改良乾燥実行奨励の一大運動を展開している。その

運動を起こすに到った動機として凡そ二つを数へる事が出来る。其の一は昨年第一期作産米中、特に桃園地方より移出せられたる米が胴割米多かりし為め（普通70%乃至80%、90%以上のものも相当有った）内地精米業者より苦情頻出し取引上大支障を来した。……其の二は、昭和十年六月一日、米穀検査規則改正せられ、地方銘柄を州別区域に変更せられたる結果、従来の方法を以ては新竹州産米が到底他州産米に及ばざる事を自覚し、之が対策として乾燥方法を改良し品質の向上を計るの必要を認めたる事、以上の二項が主なる動機と考へられる¹⁸。

新竹州で生産される米は昭和10年の検査規則の変更による州別検査の実施と6銘柄制によって、北部米から“新竹米”として独立することになったが、米質で劣るためこのままでは他州産米との競争に耐えられないという現実があった。具体的には新竹米には胴割米が多く、“内地”の業者よりクレームが噴出していたのである。

それでは籾乾法の成果はどの程度のものであったのか。新竹州立農事試験場が公表した昭和10年一期作米の品種別試験成績は（表1）の通りである¹⁹。この結果には目を見張るものがあるが、さらに実際の移出米検査成績についても、三等合格以上が72%を占め、他州米に比べても優秀な結果であったという²⁰。それを裏付けるように、移入側である大阪の米取引市場が発行している『堂島米報』昭和10年9月号「雑

表1 乾燥法、及び品種別の胴割米歩合（%）

	愛国	旭	台中65号
普通乾法	77.4	57.0	85.8
籾乾法	19.3	5.3	24.8

出典）1935（昭和10）年一期作新竹州立農業試験場成績（新竹州『新竹州の米』1935年、所収）

纂」には、

箕子乾米は好評。出廻米中、箕子乾米に就ては一般に需要地側としては好評を博し居れり。

とあり、運動開始後すぐに箕乾米が“内地”市場で高評価を得ていたことがわかる。

それでは、短期間のうちにこれだけの改良実績をあげるに至った背景について見てみよう。前出の元山春雄によると、箕乾法の普及に当たっては州当局を中心にして州立試験場・郡・市街・庄・米穀商同業組合・米穀検査所支所、又は出張所ごとに初摺業者を以て結成された米穀改善協会の役員等々を総動員する形で、「打って一丸となり州下の米作者並地主に対し力強い運動を開始している²¹⁾」という状況であった。米質改善を共通目標として、まさに官民一体となって運動が進められていた様子が伝わってくるが、ここで大きな役割を担っていたと考えられるのが、出張所ごとに初摺業者によって結成されたと記されている「米穀改善協会」である²²⁾。箕乾法普及に向けた改善協会の具体的活動に目を向けると、以下のような内容の決議を行っている。

- ① 初等級別取引と品種別取扱を励行する。
- ② 箕乾初に対しては普通乾初より千斤当たり3～5円程度高く買い取るか、或いは箕乾奨励金として千斤当たり20～50銭を割り増しする。

しかも、こうした内容を農民に広く周知するため、銅鑼を打ち鳴らして各集落を練り歩き、宣伝活動を行ったということである²³⁾。改善協会に集う土壘間の行動をさらに細かく見ていくと、箕乾初は胴割20%以内のものであれば普通乾より5円高、胴割35%までなら3円高といったように、品質によってどの程度色をつけて買い取るかを郡・街・庄当局と協定するものも

あった²⁴⁾。土壘間によるこうした動きを受けて、地主は小作人に対し箕乾設備の材料代の名目で補助金を支給したり、小作料として箕乾初を納入する場合には奨励金を出したりするなど、まさに“あの手この手”で箕乾初を集めることが一般化してきたのであった。それは土壘間が高値で買い取ってくれるからであり、土壘間は“内地”市場において高値で取引されることを前提としていたからである。『東京朝日新聞』昭和10年8月4日付の夕刊「テレビジョン」というコラムには、

新竹州あたりでは箕の子の屋根の下で蔭乾をやる方法を考へ、それが又精白の際に従来よりずっと搗き減りがせぬとて米屋に喜ばれ、従って百斤で五十銭方も割高を買はれて居る。

とあって、それを裏付けている。

このように、新竹州における箕乾米普及の過程を見ると、産米地域間の銘柄競争が苛烈になる中で、初摺業者は“内地”市場のニーズに迅速に対応し、地方政府と連携して積極的に米質改善運動の先頭に立って活動していたと見ることができるのである。前章でもふれたように、台湾米の品質改善にとって大きな一歩となった州別保管の実施も、台中州をはじめとする土壘間組合が主導したものであった。米質改善に果たした土壘間の役割は決して小さくなかったと考えるべきである。

そうした点をさらに明らかにするため、各地に旗揚げした米穀改善協会の活動内容をもう少し探ってみることにしたい。まず、米穀検査所桃園出張所管内に設立された桃園米穀改善協会を取り上げる。『台湾米報』26号(昭和7年6月号)所収の「桃園米穀改善会と其の事業」は、設立の経緯を次のように記している。

本島米穀検査に画期的大改正行はれ単数標

準米が三部制に改正せられ、気候風土の天恵に富む北部産米も遂に中部米に対し一段の格下を見るに至った。三部制格付は北部米作者に取っては一大警鐘でなければならない。

つまり、昭和7年の三部制実施に対する危機感が設立の動機となっていたことがわかる。初摺業者は新たな競争の波が押し寄せていることを見据え、それに対応すべく米穀改善会を設立したということである。その活動内容は、①初物の品種別取引及び品種別保管の励行 ②濡粘など不正初物の買取り拒否 ③乾燥場の設置、等々である²⁵。さらには「初摺従業員初鑑定会」や「標準初査定会」といった従業員の初摺技能を競うコンテストも度々実施している。土壟間では初摺作業は従業員任せのところが多く、しかも彼らは三等合格米をどれだけ摺り上げられるかで賃金が決まる請負制であったからである²⁶。品種と歩留まりの鑑定力を持たないといけない仕事であり、優秀な鑑定眼と技能を兼ね備えた従業員を雇用し、農家からは優良な初を購入して高品質の米を調製することが経営に直結するというのがこの時期の土壟間が置かれた状況であった。そのために、濡粘の買取り拒否宣言をして農家の自覚を促す一方、自らも資金を投じて乾燥場を設置するなどといった、具体的な改善方針を打ち出していたのであった。

実効性を伴った改善策という点から見ると、同じく新竹州に設立された大甲米穀改善会の決議事項はさらに一步踏み込んだものになっている。例えば、蓬莱米と在来米の異種類混入を絶対禁止し、混入が見つかった場合は初四斤で5円を値引きする。或いは、同じ蓬莱米であっても一期米と二期米を混合したものは、初四斤に付き3円値引きする。さらに、重量不足については不足一斤に付き1円を値引く、等々の厳しさである²⁷。この外、石抜設備や倉庫内の米袋

の積み方に至るまで細かく協議されている²⁸。また、農家向けには次のようなアピールを行っていることも見逃せない。

品質が優良で乾燥十分の初は高価で買ひます！

劣等品種と乾燥不十分の初は安くても買ひません！

- ・土壟間でゴムロールを使用し、調製機を改善して石や砂を除く様に努めても農家諸君が初物の乾燥や種類の選定を誤っては駄目です。お互いに協力一致、改善に進ませよう！
- ・品質と乾燥が良ければ検査を受けて二等に合格する。二等米は三等米より一袋十銭或は二十銭高く、之を初千斤に換算すれば一円五十銭の値が上る事になります！

このように厳しい現実も突きつけながら、わかりやすく農家の自覚と発奮を促すことに意を注いでいる。そのために紅白の襷を掛け、鳴り物入りで村々を練り歩いたり、講演会を開いたりしたほか、地元産米をブランド化するためのロゴマークを袋に貼付するという念の入れようであった²⁹。初摺業者の米質改善意欲を窺うことができる。さらに注目すべきは、こうした姿勢は州別検査が導入され、地域間格差を前提とする取引が始まったことによって生み出されたものではなかったことである。三部制（州外中部米を別枠にすると四部制）が実施された後の1933年（昭和8）3月、台北州の米穀商同業組合は第8回総会の決議を受け、当局に対して以下のような請願を行っている。

四部制の精神を徹底し、之を拡大強化し直ちに五州別検査を実施し、不完全なる米穀統制区域を改廃し、市場方面の要望する産地銘柄別より産地品種別検査に転換せんとする米界機構の機先を制し、時代の要求に従ひ検査の合理化を企図し、本島米穀検査界の前途に

一大光明を与え、一層大衆の福利増進を企図して止まざる次第なり³⁰。

米穀商同業組合というのは移出米を取り扱う糶業者が組織した団体である。彼らはすでに三部制の実施後間もない時期から、関係当局に対して州別検査の実現や市場のニーズに合わせた検査制度への移行を働きかけていたのであった。もちろん、そうした姿勢の背景には、“内地”市場や移出業者からの、品質改善へ向けての圧力があつたことを無視することはできない³¹。厳しい環境の中、土壟間はむしろ時代を先取りして地域間の格差拡大や銘柄米の差別化に前向きに取り組む道を選択していたと捉えるべきであろう。

IV. 土壟間の許可制導入について

土壟間の許可制導入問題については、移出商による土壟間対策と位置付け、拙稿の中で若干の検討を試みた³²。そこでは、蓬莱米の誕生で商機が到来した1930年代に至り、移出商側は旧態依然たる土壟間の商習慣を存続させることを阻止したいという思いから、許可制を総督府に働きかけたという趣旨の見解を示した。しかし、許可制導入という大きな問題に対して土壟間側はどのような認識を持ち、具体的にどのような態度で臨んだのかについては論じることができなかった。そこで本章においては、この積み残した課題について検討を進めることにしたい。

筆者は拙稿の中で移出商側が土壟間の許可制を打ち出したことを明確に表すものとして、1932年(昭和7)12月28日付の『台湾日日新報』(以下、『台日』と略す)に掲載された、移出同業組合長で加藤商会の台北代表を務める曾根秀之介のコメントを示した³³。しかしながら、

同日、同じ『台日』の紙面にあつた「許可制主張の根本理由五ツ 米穀商組合側の観測」という見出しの記事を曾根の主張と比較分析することをおろそかにしていた。そこには次のようにある。

糶業者を許可制とした方がよいといふことは当組合(台北州米穀商同業組合)が在来主張して来たのであるから勿論賛成である。昭和5年には第一回の請願書を提出し、本年春には更に第二回の請願を重ねた……。

ここでは、移出米を扱う台北の土壟間組合の方こそ、すでに1930年(昭和5)には当局に対し土壟間の許可制実施に向けた第1回目の請願を行い、さらに昭和7年春には2回目も行っているほどで、この件についてはまったく賛成であるという態度を明確にしている。つまり、許可制の問題については移出商側が主張するよりもはるかに早い時期から制度化を見据えていたということである。『台湾米報』27号(昭和7年7月号)「台湾米産業の一転機(三)」には、

今や各州土壟間組合は覚醒の期に入り、更に米穀改善協会を各地方別に創設して努力して居るが此の際従来の悪弊を打破し許可制度までも主張して調製の改善を真剣に敢行せんとしていることは誠に慶賀すべきことである。

とあり、『台日』の内容を裏付けている。さらに、『台湾米報』には2回目の請願は台中州の米穀商同業組合と共同で行ったと記録されているほか、各州の同業組合が一斉に請願したという噂までであると記されている³⁴。では、自らの首を絞めることにも等しい制度の導入に対して、土壟間がこれだけ積極的に動いた理由はどこにあつたのであろうか。先に示した昭和7年12月28日付の『台日』の記事には、“責任感の欠如と同業濫立の弊を避けるため”とあるが、

この指摘は重要である。これは換言すれば、“内地”市場との信頼関係に基づく取引を実施するには土壟間の淘汰と業界内での縛りを強化する必要があると認識していたということであろう。この点に関して、総督府技師の作田隆は、昭和8年4月に「土壟間業者の許可制はどうしたら良いか」というテーマで『台湾米報』に寄稿し、次のように述べている。

幸ひ当局の指導宜しきと当業者の自覚により乾燥は漸次革まり昔日の如き変質発酵の事故米はなくなったが未だ絶無と云へない事を悲しむのである。……本島八百軒の土壟間業者全部に待望する事は百年河清を待つのに類にあらざるなきか、吾人の悲しむ処である。

各州米穀商同業組合ではヨクヨク愛想を尽かしたものと見え、台湾米の真価発揚、否、自家営業擁護上の見地から籾摺業の許可制を高調し、再三督府に陳情歎願するに至った様である。……遺憾ながら夫れ程同業者中には腐敗せるものがあるのである。……之れ等の不正行為は恒産なき、吹けば飛ぶ様な土壟間業者に多きを占め、相当手広く営業して信用ある人々には少ない様であるが、安心は出来ぬから許可制にして之を抑え付け様とする所に妙味があるのである。

作田は土壟間の姿勢を「自家営業擁護上の見地から」と見抜いている。数が多くなりすぎて籾の買付け競争が激烈になる中で、移出米を扱う土壟間組合としては資金力に乏しい零細業者による掟破りの手抜き行為を放置しておくことは業界全体として大きなマイナスになると判断したわけである。自らの利益確保のために、むしろ業界内部を整理し、残った組合員に対して総督府からの営業許可を得ようとしたものと考えられる。ここでも、市場の動向と時代の流れを読んで、積極的に踏み出そうとする土壟間の

したたかな姿を見て取ることができるのである。

V. 米庫利用組合（米倉利用販売組合）の設立

米庫利用組合設立の方針が具体化するの、1927年（昭和2）の春である。『台日』によると、この年3月に台北の籾摺業者である郭廷俊・鄭肇基・黄金生などが中心となり準備が進められたという。『台日』の記事は、米庫利用組合の設立を“籾摺業者の自覚運動”と記している³⁵。米庫利用組合の設立目的については、同じく『台日』昭和2年5月14日付の「米倉利用販売組合の出現 本島米界の新機運」という記事に以下のようにある。

元来米倉利用販売組合の主要目的は、米産地の各駅に倉庫を建て之を検査場に充当するのみならず米の管理事務と倉庫券を以てする金融をも計らうと云ふに在りて、販売業務は寧ろ従に属する。即ち倉庫の建設利用に依りて組合員の便宜と利益とを計ると共に、米穀に対して安全確実に保管を為し、其の変敗や品傷み等を防止し、進んで産地受渡しの理想を実現すべく努力し、移出商とも協調して本島の米取引改善の実を挙げやうと云ふのである。

つまり、蓬莱米の登場を受けて、その販売拡大を図るには、台湾米の弱点である発酵・変質を防止することが不可欠であり、そのためには籾摺りした玄米を品質を維持した状態で移出業者に渡さねばならない。籾摺業者は生産地に近接する各駅に倉庫を建設し、検査からそこで行うことにして取引の円滑化と品質の向上を図ろうとしたということである。設立の趣旨については改めて検討するが、この記事からも、米庫

利用組合設立の動きはいかにも土壟間の有志の中から出てきたものであるという印象を受ける。しかし、その翌年、3月11日付の『台湾民報』(以下、『民報』と略す)199号の記事を見ると、

台湾産米の内地移出とその取引関係を円滑にするのと、産出米の実質的改善を図る目的から、兼ねて督府殖産局に於て計画しつつあった米庫利用販売組合は、今回愈々最初に台北州に設置せらるることになった³⁶。

とあり、組合設立の背景に殖産局の存在があったことを窺わせている。また、すでに2年4月に米庫利用販売組合設立の動きが表面化した際、台中地域の土壟間組合が、すぐさまこれに反発して総会を開き、「中部米搬出組合」という独自組織の立ち上げを決議するという“事件”が起きたのであるが、この折、臨席していた殖産局商工課員の泉某は、「総督府の方針は米庫組合の全島の合併に賛成であり、別組織を立ち上げては許可しない」と発言して組合員の怒りを持ったという³⁷。

さらに、『民報』が掲載した米庫派の中心人物、郭廷俊へのインタビュー記事の中で、郭は反発の大きい全島統一化について、

「本来、全島統一というのは政府の方針として出されたもので、当局は今でもその考えを持っている³⁸」

「この件は、横光商工課長が具体的に指示。

こんな厄介な荷物は捨てたい³⁹」

などと述べている。このように見てくると、米庫利用組合構想はとても初摺業者の自覚的運動と言えるものではなく、総督府殖産局が主導し、台北に店を構える土壟間のうちの主だった者を前面に押し立てる形で、具体化を進めたものと考えざるを得ない。

そうであるなら、なぜ殖産局がこの時期にこ

のような新しい方針を打ち出したのか、また、それに対して中部の土壟間を中心に反対運動が巻き起こった理由がどこにあったかを明らかにしなければならない。組合設立に批判的な立場をとる『民報』は真の設立目的として以下の4点をあげている。

- 一、内地との取引に伴ふ弊害と支障を除き、農事改良並に本島米の声価を高めること。
- 二、移出商側の経済的圧迫に対抗するのと、取引上の便宜及び受渡方法の簡便を図ること。
- 三、移出米検査の便利を図り、等級取引の実現に資すること。
- 四、取引上の便宜の爲め全島統一主義の方法を採用し、台北に本部を置き、其他は新竹、台中、台南、高雄の各州に支部を置き取引の統一を図ること⁴⁰。

以上の指摘は先に示した『台日』の記事と共通する点も少なくない。その上で、特に三点目の“移出米検査体制の改善、等級取引の実現”という内容と、『台日』の紹介記事が“米産地の各駅に倉庫を建設して、そこで検査を実施する”というねらいがあったと伝えている点に注目したいと思う。そこからは、大正15年7月の移出米検査制度改正を受けて、ほとんど間を明けずにその延長線上に米庫利用組合の設立を実現させようとした総督府殖産局の意図を読み取ることができる。そして、主要各駅に検米指定倉庫を設け、そこで移出検査を行うという大正15年の検査制度改正を働きかけたのが、蓬莱米の登場を商機と考えた三井物産などの“内地”資本の移出商であったことはすでに指摘したところである⁴¹。“内地”市場に向けた台湾米移出の可能性が高まる中、移出商はもちろん、総督府としても台湾米の質的改善と供給体制の整備

に本腰を入れ始めたのが昭和初期であったと言えよう。その具体策の一つとして打ち出したのが米庫利用組合設立による全島的な取引の一本化であり、等級取引の導入だったわけである。しかし、総督府のこのような方針に対して、各地の土壟間組合からは、少なくとも無条件に支持する声はほとんど聞かれなかった。特に土壟間組合の全島統一による取引の一本化という方針は猛烈な反発を招くこととなった。先にふれたように、その急先鋒が「中部米搬出組合」という独自組織の設立にまで踏み込んだ台中の土壟間組合であった。ただ、彼らは米庫利用組合設立の趣旨そのものを否定していたわけではない。彼らの主張の中心は、統一主義を廃し、分散主義により各地に簡便な機関を設立して取引は地域に任せ、各地域間の自由競争を活発化させることで台湾米全体のレベルアップを図ろうというものである⁴²。中部米は他地域と比較すると、米質が良く、市場でも北部米や新竹米などよりはるかに高値で取引される存在となりつつあった。中部地域の米穀業者は自らの競争力に自信を持ち、中部米をある意味ブランド化する市場戦略を立て、いざ勝負に出ようとした矢先、全島統一の取引方針とぶつかってしまったのであった。自由競争を阻害する総督府の案は到底受け入れられるものではなかった。

さらに詳しく見ていくと総督府案にはもう一点、明らかに中部地域の米穀取引業者が不利益となる内容が含まれていた。それは、米庫利用組合の運営にかかる経費は各州の搬出袋数に応じて負担させられる一方、利益は五州で均分することになっていた点である⁴³。一手の共同販売となれば、高品質米と低品質米が同等に扱われることになるだけでなく、中部地域の業者にとっては負担ばかりが大きく、稼いだ分は他の地域に持って行かれるという、まったく受け入

れることのできないものであった。米庫利用組合の設立構想が伝わるやいなや、台中の土壟間組合が即刻「中部米搬出組合」を立ち上げた背景には以上のような事情があったと考えられる。

さらに、反対の動きは台中以外でも少なからず見られた。高雄の状況を見ると、賛成派と反対派が分裂する中、何とか賛成方向に意見をまとめようとした副組合長が、“米庫組合への不参加者からは米を買い取らない”旨の発言をしたことが逆効果となり、却って混迷が深まってしまったという有様であった⁴⁴。このように、事は総督府の思い描いたようには進まず、「台湾米庫利用販売組合」の名称でスタートはしたものの、これは台北の土壟間を中心としたものであり、全島的な組織と言えるものではなかった。そのため組合としても、昭和3年(1928)5月の委員会の場合において、各州分立制の実施を殖産局に陳情することを決議せざるを得ない状況であった。殖産局側もこうした空気は掴んでおり、陳情の決議が為される前の4月27日には全島統一主義を放棄する旨を局長名で各州知事へ通達していたのであった⁴⁵。三部制の実施や州別銘柄制の導入といったその後の米穀検査制度改正の流れを見ると、殖産局が打ち出した全島統一主義という方針は、“内地”市場の動向や土壟間の意識を読み間違ったものであったように思われる。

一方、新聞報道によれば、新竹州では米庫利用組合の全島統一問題が浮上する前から、土壟間組織は米倉建設の必要性を認識していて、昭和2年にはすでに新竹駅付近に米庫の建設を開始していたという⁴⁶。倉庫の規模や数など詳細ははっきりしないものの、蓬莱米の将来性と“内地”市場の要求を的確に把握した土壟間側の自覚的活動が始まっていたものと見做すことがで

きよう。

一連のドタバタの過程で各地の土壟間は、官による統一的取引については嫌いながらも、米質改善の必要性に対しては前向きに受け止め、蓬莱米登場後の相当早い段階から貯蔵法の改善や、市場競争原理の導入に積極的な姿勢を示していたのであった。土壟間がこうした市場感覚をもっていたことには注目すべきであろう。

Ⅵ．産業組合倉庫の拡大と土壟間

産業組合経営の倉庫（産倉）は、1931年（昭和6）の段階では1ヶ所だけだったものが、1934年（昭和9）末には22ヶ所に増え、さらに1939年（昭和14）には100ヶ所を超えるまでに拡大している⁴⁷。（表2参照）

こうした状況を背景に、『台湾米報』51号（昭和9年7月号）「本島米業者は地方別に企業を合同せよ」の中で、初摺業者の一人である林佛樹は次のように述べて土壟間の危機的状況を伝えている。

近年来本島に勃興しつつある産業組合に依る利用組合の活用に対しては斯業者として安閑として見送る訳にいかず、何等かの更生方を樹立させねば折角多年心血を注いで築い

て来た全島七百余人の土壟間としての地盤も産業組合の躍進的発達に依って、その堅固と自認して居る地盤を蚕食されるかも知れない危機に直面して居るのである。

産倉建設が本格的なスタートを切って間もない段階で、すでにそれは土壟間にとって強力な競争相手の出現と受け止められていたことがわかる。見方を変えれば、産倉としては長年台湾の農村社会に根を下ろして営業してきた土壟間に競り勝って初取扱量のシェアを拡大しなければならないということであった。筆者は拙稿において、土壟間に対する産倉の競争力がどれほどのものだったか、若干の検討を行った⁴⁸。その結果、①青田貸しを行う土壟間に対抗できなかった農会経営倉庫（農倉）の失敗から、産倉には金融機能を持たせることにし、農家に対しては土壟間のほぼ半分の利率で融資を実施した。②農家は産倉へ寄託した場合に比べ、初千斤当たり7円近く、率にして12%ほど安値で土壟間に売却していた。つまり、農家は産倉へ持って行けばそれだけ高い値段で売ることができたということが明らかになった。

しかし、ここでサンプルとした土壟間の数字は1925年（大正14）のものであり、産倉については1934年（昭和9）の数字を用いて分析を試

表2 事業開始年別産業組合経営倉庫数

	昭和8年末	昭和9年末	昭和10年末	昭和11年末	昭和12年末	昭和13年末	昭和14年末
台北	2	7	11	14	14	15	15
新竹	0	0	4	7	12	13	20
台中	0	2	12	26	36	41	41
台南	2	12	18	18	21	22	36
高雄	0	1	2	4	4	4	5
計	4	22	47	69	87	96	117

出典)『台湾米穀要覧』(昭和15年版)

備考)正式に許可され事業開始したものを記載。南屯、草屯のように、事業開始以前より産業組合が倉庫を兼営していたものについては上記の数に含まれていないため、昭和8年の台中のようにゼロとカウントされているものもある。

みたため、厳密な意味での比較検討とは言えなかった。そこで本稿においては時期と地域を統一するなど、比較の前提条件を整えた上で、再度各々の経営状況を明らかにし、競争の実態に迫りたいと考える。

1. 土壟間の経営状況

まず、土壟間の経営状況から見てみよう。『台湾米報』の47号（昭和9年3月号）には「土壟間の経営振り」と題するレポートが掲載されている。取材対象は台中員林の溪湖産業商会という籾摺工場である。員林といえば台湾随一とも言われた“員林米”の産地として有名な土地柄である。員林米とは、員林・北斗両郡と南投郡草屯、及び新高郡集々地方で生産される優良米で、且つ鉄道の員林・社頭・田中・二水などの、員林郡下の駅より出荷されるものの呼称とされる⁴⁹。員林米という産地銘柄をはっきりと“内地”市場においても認識してもらうことを目的に、昭和7年の一期米より赤札を添付することになった。移出商側も品質の良さを認めることとなり、ブランド銘柄として確立するに至ったのである⁵⁰。まさにその優良米生産地の一角に籾摺工場を構えていたのがこの溪湖産業商会である。

簡単にこの工場の営業ぶりを紹介すると、調製量は移出米約7万袋、島内消費米6～7千袋。苦力は男2人、女2人の計4人で、請負制となっており三等合格米一袋に付き3銭が支払われた。因みに、四等米以下の玄米を摺出した場合の労賃はゼロであったという⁵¹。昭和9年3月14日の蓬莱米相場（百斤＝1袋）は7円60銭。運賃や麻袋代などといった経費が86銭で、これを差し引くと残りは6円74銭になる。籾摺りをして玄米にした場合の歩留まりが78.5%と記されているため、計算上は $6.74 \times 0.785 =$

5.2909円というのが籾百斤の相場ということになる。但し、四等米だと三等に比べ一袋につきマイナス15銭で取引されるため、仮に四等米が全体の20%出たとすると、さらに一袋3銭 0.15×0.2 ）の安値になるという。つまり、一袋当たり5円30銭前後がギリギリの採算ラインだったと考えられる。この日の実際の籾相場は5円30銭乃至5円35銭であったという。レポートは、

今日籾を買って直ぐ玄米で売ると殆んどトントンで利益がない計算だ。唯相場で鞘を見るのみだ。楽しみは其処にあるから先約に妙味が繋って来るのだ。

と述べている。この点については、台北にある別の土壟間を調べた結果も似たようなものとなっている。即ち、

最近は何れも採算のバランスが採れず年々赤字を出して恥しい次第であるが、……。最近は何れも産業組合、農業倉庫の発達其他で籾の買入れが困難で殆んど利益が無く、単に市場に売りつなぎ僅少の値鞘を見るのみで中々営業が困難である⁵²。

各地の土壟間はかなり経営に苦しんでおり、当時、2万袋を扱う土壟間で平均千円を儲けることは難しいとする指摘があることも考慮すると、一袋当たりの利益は恐らく5銭程度ではなかったかと推測される⁵³。利益率が低い要因として、どちらのレポートも籾の入手が難しいことを挙げている点に注目したい。原料籾の買付け価格高騰の原因については、農・産倉の拡大のほかに、そもそも籾摺りの同業者が多すぎる事が問題だと指摘もある⁵⁴。既に述べたように、優良籾の入手のためには価格を割増して買い上げることも次第に一般化してきており、土壟間相互の籾買付け競争がさらに産地の籾価格全体を吊り上げるという構図になってい

たと見ることができる。その上で、原価の上昇に見合う値段で売り捌き、利益を出すのは、堅実なだけの商売ではなかなか難しい状況になっていたということである。

では、土壘間は如何にして利益を捻り出していたのか。まず売却に関しては、上述の如く相場場で利鞘を稼ぐという方法がある。ただ、これはリスクが大きく、危ない橋も渡らねばならなかったことは言うまでもない⁵⁵。従って、より安定的に利益を確保するためには、やはり着実な経営努力を積み重ねることに力を注がねばならなかった。『台湾米報』48号(昭和9年4月号)には「土壘間の経営秘訣」という特集記事が組まれている。そこには次のようにある。

土壘間経営の如何は初の受入れにあり、と云って良い。夫れだから初の良否、歩留の如何を一目見ただけで判定鑑別するの能力がなければならぬ。……土壘間業の経営は原料初の選別に習熟し、其の鑑別を誤らぬ様にし、受入に際し誤魔化されぬ様にし、苦力の使役に一段の注意を払い、自分の代理が出来るまでに仕込まねばならぬ。而して器機の使用を合理化し、無駄のない様にせねばならぬ。同時に初貯蔵と初摺作業に習熟し、無理な先約を慎み、真面目に勉強さへすれば必ず一期間中相当利鞘のある相場が出るものだ。

移出米検査制度は三等級制(実質三等一本)から五等級制へ、さらに生産地間の米質格差を前提とする三部制へと移行していた。何より優良初を確実に買い付け、熟練の技で三等合格米以上を加工生産することが利益を生み出す必要条件となっていたのである。一袋5銭程度の利益をめぐる、それをどうにかして捻り出すために、初摺業者は現場で作業する従業員(苦力)の技能向上を図らねばならなかった。米穀改善協会が従業員の初鑑定会を実施したり、四等米

以下を調製した場合は労賃ゼロという条件で雇用したりしたのはそのためである⁵⁶。

そのほか、土壘間組合が初摺業の許可制に前向きな姿勢を示したことも、不良業者の淘汰による組合としての信用醸成という目的に加え、同業者の林立状態を解消することで初の買い付け競争を緩和し、結果的にコストダウンを図るという意図があったと見るべきであろう。さらに、移出米検査が五等級制へ改正されて以降、次第に増えてきた下等米(四・五等米)対策として、三等米での合格が見込めない乾燥不良米などを、初摺後さらに白米化して市場に流したり移出したりする動きが出てきたことにも目を向ける必要がある⁵⁷。四等米を出してしまうと利益が出ない土壘間は、敢えて手間と経費をかけることで白米化し、一袋から少しでも多くの儲けを出そうとしたのであった。

以上のような“努力”によって経営を維持していたと考えられる土壘間が、昭和9年以降、急激に拡大してきた産倉との競争という、新たな事態に直面することになる。

2. 産倉の経営状況と土壘間

ここでは主に台湾中部地域の草屯、溪湖、四張犁、霧峰、西屯、南屯、厚生などの産倉を取り上げてその経営ぶりを概観してみたい。員林の溪湖産業商会という土壘間が玄米百斤を摺り出すために必要とした経費は約86銭であったが、それとほぼ同時期・同地域の産倉の営業経費を見ると、

草屯産倉 93銭、 溪湖産倉 82銭、 四張犁産倉 87~89銭、 霧峰産倉 86銭、 西屯産倉 84銭、 厚生産倉 84.5銭、 南屯産倉 83銭

などとなっている⁵⁸。ほぼ土壘間と同じ数字が並んでいる。経費の面では大きな差はなかった

と見てよい。では、これで産倉として収益を上げることはできたのか。南屯産倉（正式には有限責任南屯信用購買販売利用組合倉庫）の昭和7年度の収支状況を見ると、約3万5千袋余を取扱い、収入が7,330円、支出は5,200円で、差引き剰余金2,200円余ということであった⁵⁹。つまり一袋当たり6銭程度の利益が出ていた計算になる。翌8年度は取扱量が約4万1千袋余、収入7,700円で支出は6,400円、差引きの剰余金は1,250円となり一袋当たり3銭という数字を残している。もとより産業組合倉庫であるため、基本的に収益追求が目的とされているわけではない。南屯産倉でも昭和8年度は手数料を前年度の一袋15銭から10銭に引き下げたということである。一袋3銭という金額はその結果として見なければならぬ。いずれにしても、上述のように土壟間の一袋当たりの利益も5銭前後と推測されることを考えると、産倉は赤字が出ない程度、即ち土壟間と同程度の利幅は確保しつつ、倉庫経営に当たっていたものと考えられる。少なくとも1930年代の前半においては、どちらか一方が他方を圧倒するという経営状況ではなかったと見ることができよう。

さて、産倉について見るならば、経営状況以上に分析しなければならないのは、農家からどれだけのお米を集めることができたか、つまりどれだけ農家の支持を得てお米摺量のシェアを高め、農家に利益を還元できたかという点であろう。そこでお米の受け入れに際しての産倉側の対応から見てみることにしたい。草屯産倉でのお米の受付方を箇条書き的に記すと、①倉入りを品種別で実施することで異品種の混合を回避する。②異品種の混合や乾燥不十分なお米があれば受け入れを拒否する。③お米の受け入れに際しては検査を行い等級別に受け付ける、等々である⁶⁰。優良米を確保するという点では、土壟間

においても似たような対応がされてきたのであるが、品質に対する産倉の一貫した姿勢を農家に理解してもらうためには、それが農家自身にとって収入増加につながるという実績で訴える必要があった。即ち、品質に見合う価格で安定的に販売できるかが産倉にとって重要な課題の一つであった。土壟間を通した移出米には大別して2つの流れがあった。(A)生産者から集めたお米を玄米化し、移出商に流す。(B)一旦、正米市場を経由して移出商に向かう、というルートである。一方、産倉経由の移出米には大きく分けて3つのルートがあった。(A)直接移出商に渡し、それが“内地”移入商へ流れるルート。(B)一旦、共同販売所（販売斡旋所）へ集められ、そこから移出商、さらに“内地”移入商へと向かうルート。この2つが中心であったが、3つ目のルート(C)として、共同販売所（販売斡旋所）から三井物産・三菱商事などの移出商を通さず、直接に“内地”の移入商と取引を行って米を流すという道もあった⁶¹。

草屯産倉では、農家からの寄託米を移出商に販売する場合、“委託”“指値”“随時”“平均”の4つの方法があったという⁶²。委託とは農家が期間を指定して組合に任せて販売する方法、指値は文字通り農家が一定の価格を指定して、そのラインまで達したときに販売する方法、随時はその場において価格を決定し、即時販売する方法であり、平均とは一年、或いは一期間に販売した平均価格で共同計算する方法である。そして、草屯産倉では随時販売での売却が多かったということである⁶³。いずれにしても、農民が意志決定し、自己責任で移出商に販売するシステムをとっていたことで、最終的には利益もリスクも農家自身が負うというのが原則であった。売却方法に関しては、台北州の樹林産倉においても本人立ち会いの下で組合事務所か

ら三井・三菱・杉原・加藤らの移出商へ電話を入れ、売買成立と同時に組合が肩代わりする形で農家へ販売代金を渡すことになっていたという⁶⁴。草屯、樹林の例から見て、この方法が一般的なものであったと考えてよいであろう。

次に、共同販売所（販売斡旋所）を経由するルートを見てみよう。『台湾米報』53号（昭和9年9月号）「中部米の研究 先づ農倉米から（四）」には次のようにある。

販売手数料は草屯・四張犁・厚生は一袋四銭、溪湖・霧峰が各三銭、南屯・西屯は各二銭である。之れは過渡期の方法として州農会付属の農産物販売斡旋所を通じ移出商と協定して共同販売の形式で販売斡旋をして居るのであるが、昨年五月から三井物産台中支店と特約して石抜代十銭、別に産倉米格上三銭、計十三銭買い増しでやったのであるが、八月中旬から色々の事情で石抜五銭、格上二銭、計七銭で取引したのだが、昨年二期から石抜き格上を合わせ一袋五銭と為し今日に至れるが、一面売買内容に改訂を加へ、従来は三井以外には販売することが出来ぬ所謂一手売買であったものが、三井約九割、外一割の割合で三井より高い所があれば随意販売しても良いと云ふ自由を認め、一層売方に有利な条件が備はった訳である。……販売斡旋に付いて吾人が非常に愉快に思ふたのは、産倉は斡旋所を信じ、斡旋所は移出商を信頼し、所謂三位一体となり互に能く協調し着々と実績を挙げて居た事だ。

三井物産は次第に拡大しつつある産倉、就中、優良米を生産する中部地域の産倉と一手売買の契約を結んでいたことがわかる。石抜きなどをして品質を高めたものについては、買い上げ価格にさらに色を付けるという優遇策をとって中部産倉米の囲い込みを図っていた。台中の

産倉 販売斡旋所 三井物産 “内地”、というルートが中部米流通の大きなパイプとして機能し始めていたことは明らかである。産倉側からすると、安定した販売先との委託販売によってリスクを負わない経営ができるというのは大きなメリットであった。三井などの協定先からは毎日相場の情報が提供され、農家はこの相場を見て売却を申し出るシステムであった⁶⁵。販売代金は直ちに無利子貸し付けの形で組合員に交付され、販売先より組合へ入金後に相殺されることになっていたという。まさに産倉・斡旋所・移出商の関係は信頼に基づく三位一体的協調関係であったとも言える。しかし、必ずしもそうとばかり言えないのが(C)ルートとして紹介した“内地”への直接販売問題である。草屯信用購買販売利用組合常務理事の洪火煉はこの件について次のように述べている。

真の取引単純化をはかるには生産地と消費地との直接取引をなすことが最も肝要なことであります。……昨年来我が台中州当局の御英断に依って農会の農産物斡旋所を利用して内地に自給売をなしたのであります。其の実績から見ますれば昨年の取扱数量は僅かに二、三万袋しかないのであります。本年に至りては二十万袋突破すると思ふのであります。尚其の売価は何れも移出商売りの値段と比較して一袋に就て十銭以上の高価売を得ましたことは誠に喜ばしき次第であります⁶⁶。

先に示したように、土壟間も産倉も一袋当たり5～6銭の利益が出せるかどうかという取引が多い中、10銭以上の高値で販売できるというのは大きな魅力であったことは間違いない。産倉としては、三井をはじめとする移出商との関係は維持しながら、台中米のブランド力を以て少しでも利幅を大きくするために、“内地”へ

の直接移出のパイプを広げようとしていたのである。

以上のような経営努力に加え、農家との関係を強固にして寄託量を増やすため、産倉が力を入れたのが金融である。農倉には金融機能を持たせなかったため農家への融資ができず、支持を得ることができなかった⁶⁷。この反省から、産倉では青田担保、現物担保で農家に低利融資することにした。生活資金の貸し付けなしで土壟間と渡り合うことは難しかったからである。では、まず青田担保の内容を検討してみよう。

前出の洪水煉の話によると、草屯産倉の場合、青田担保では時価の7掛以内の前貸しを行ったという。貸し付けに際しては地主を連帯保証人とし、さらに一甲歩につき籾一千斤、最高六千斤までという上限を設けることで焦げ付き防止を図っていた⁶⁸。ただ、洪氏は別の機会には、前貸しは時価の6掛標準、日歩3銭以下で実施していると述べている⁶⁹。他の産倉を見ても、溪湖産倉は時価の5掛、霧峰産倉の場合は時価の6掛で日歩2銭、四張犁産倉は時価の7掛で日歩2銭5厘で貸し付けたと記録にある⁷⁰。このように、産倉の青田担保貸しの利息はほぼ2～3銭、即ち年利7～11%程度で

あった。青田から籾ができるまで4ヶ月として、年利の三分の一に当たる2.5～3%弱の利息を支払う計算になる。50円借りた場合、多くても1円50銭の利払いで済んだものと考えられる。これを土壟間の青田買いと比較してみたい。草屯辺りでは籾価50円程度の時、農家へは28～30円の前渡しを行い売買契約を結ぶのが一般的であったという⁷¹。農家が被ったマイナスは20円以上である。南屯、四張犁の土壟間の場合、籾千斤の時価52～3円の時、マイナス10円の42～3円というのが青田売買の相場であり、特に四張犁付近では実際には手付金として10～15円くらいしか渡さなかったという記録もある⁷²。つまり、農家にとってどちらが有利かは歴然であるように見える。事実、草屯産倉の青田貸し利用者は昭和8年には約500人、その高220万斤に達し、全取扱米の20%を占めたという数字が残っている⁷³。この数をどう見るか、今後分析の必要があるが、農家にとって有利な金融機能を持たせたことが籾の寄託量増加にプラスに作用したことは確かであろう。(表2)からも産倉の数が着実に増加していたことは事実である。しかし、農家にとっては土壟間との取引に比べると、すべての点において“いいこ

表3 米穀商同業組合員による移出米取扱量、及び全移出量に占める割合

	1934(昭和9)米穀年度	1935(昭和10)米穀年度	1936(昭和11)米穀年度
米穀商同業組合 取扱量(袋) A	10,091,935	8,913,715	9,351,170
全移出量(袋) B	12,012,133	10,693,852	11,399,061
全移出量に占める割合 A/B	84.01%	83.35%	82.03%

出典) 台湾総督府『台湾ノ産業政策』(未定稿、京都大学農学部蔵、1937年10月)及び台湾総督府米穀局『台湾米穀要覧』(昭和15年版)より作成。

尚、この表に関しては、堀内義隆「日本植民地期台湾の米穀産業と工業化」(『社会経済史学』67-1、2001年5月所収)表11参照。

備考) 玄米1袋100斤(60kg)=0.42石で換算。

米穀商同業組合：主として移出米を取り扱う土壟間が加入する組合。

表4 米穀検査所別検査数量(昭和13米穀年度:昭和12年11月~13年10月)

	一般業者(土壟間)取扱い		農産倉取扱い	
	取扱量(袋)	全検査量に占める割合(%)	取扱量(袋)	全検査量に占める割合(%)
基隆	268,250	-	-	-
宜蘭	437,304	82.9	90,294	17.1
台北	643,185	52.1	591,209	47.9
(基隆支所計)	1,348,739	66.4	681,503	33.6
桃園	817,551	85.9	134,614	14.1
中壢	844,297	85.6	141,569	14.4
新竹	1,268,676	85.4	217,059	14.6
(新竹支所計)	2,930,524	85.6	493,242	14.4
清水	393,195	53.2	345,525	46.8
台中	760,138	62.2	461,392	37.8
彰化	692,090	81.5	157,015	18.5
員林	1,209,263	76.4	374,048	23.6
(台中支所計)	3,054,686	69.5	1,337,980	30.5
斗六	685,735	89.1	84,365	10.9
嘉義	430,723	82.4	92,250	17.6
台南	100,283	61.2	63,654	38.8
(嘉義支所計)	1,216,741	83.5	240,269	16.5
高雄	550,979	94.3	33,277	5.7
屏東	630,005	86.5	98,170	13.5
(高雄支所計)	1,180,984	90.1	131,447	9.9
合計	9,731,674	77.1	2,884,441	22.9

出典)入鹿山成樹「台湾に於ける米穀検査に就て(中ノ二)」(『台湾農会報』1-6、1939年6月所収)

とづくめ”のように見える産倉への籾の寄託が、実際にはどれほどの増加を示していたかが問題である。

(表3)は産倉が急拡大を始めた1934(昭和9)米穀年度から3年間に土壟間が取り扱った移出米の量と全体に占める割合を表したものである。(表2)で示した産倉の拡大の状況と照らし合わせてみると、産倉は毎年ほぼ20ヶ所のペースで増加しているのに対し、土壟間のシェアがそれほど低下していないというのが率直な印象である。産倉の数が70ヶ所に迫ろうとしていた1936米穀年度末においても土壟間のシェアは80%を維持している。さらに、(表4)に目

を向けると、土壟間の健闘ぶりは一層はっきりする。これは検査数量であって、数字にあらわれた米がすべて移出に回されたわけではないが、籾取扱いの全体像は把握できる。1938年(昭和13)末は産倉数が100ヶ所近くにまで拡大した時期である。それでも土壟間の籾取扱いシェアは77%という数字を示している。(表3)(表4)を見ると、この5年間で土壟間のシェアは確実に減少していることは事実であり、産倉がその減少分を補う形で成長していたことを否定はできない。その一方で、台湾社会に伝統的に根を下ろしてきた土壟間が、1930年代を通して相変わらず台湾米流通の中枢に位置し続けてい

たことも肯定しなければならない。また、さらに(表4)を細かく見ていくと土壟間と産倉の力関係に大きな地域差があることに気付く。(表2)からすると、台中地域は他地域と比べ産倉の数は多いが、“内地”市場で評価が高い優良ブランド米の産地である員林や彰化などでは、むしろ土壟間と農家の密接な関係が維持されていたことなどは注目すべき点である。また、台中・台南などと比べ産倉の建設がやや遅れていたと思われる新竹地域での土壟間の強さも目を引く。産倉の数とシェアに明らかな相関関係が認められるかなど、地域差にも目を向けた、より細かい分析が今後の課題である。

では、様々な条件整備により、農家にとって魅力ある存在となっていたはずの産倉の粗取扱いシェアが、なぜ右肩上がりの曲線を描くことができなかつたのであろうか。その点について、産倉の拡大を推進する側にいた台湾産業組合協会主事の加藤健之助は、昭和9年7月の時点で次のように述べている。

台湾では御承知の通り従来土壟間なる取引があって、金融の方面に於ては内地の農業倉庫より以上の機能を有し其の他に於ても殆んど農業倉庫に類似し、部分的には悪い点もあれば又進んで居る点もあるのであります、又此の土壟間取引に依って本島の米取引には買取販売の習慣が根深く植付けられて居るのであります。……如斯本島に於ては内地と取引事情を異に致し、此の土壟間取引の存在と買取販売の習慣の存在とは本島に於ける農村倉庫経営上の二大難関とも見るべきであつて本島では此の難関に打ち勝つ丈の機能を有する倉庫経営でなければ内地の其の儘の経営では失敗を招き易いのであります⁷⁴。

即ち、金融機能を充実させ、農民が安心して物を寄託できる買取販売に代わる販売システム

を整備することが土壟間に競り勝つ必要条件であるというのである。実際に産倉側は低利で融資する制度を整え、販売に関しても三井などの移出商と協定を結ぶなどして農家が背負うリスクを軽減するように努めてきたことは上述の通りである。それでも産倉が伸び悩んでいるというのは、この二大難関をなかなか克服できずにいたということであろう。思うように状況が好転しない中、昭和11年1月に加藤は再び以下のように発言している。

本島に於ける米の取引は未だ殆んど買取販売の因襲に捉はれて居るが為に、……現状の儘にては一般の要望するが如き米の内地直接売は買取販売の危険を侵さざる限り全く不可能事であつて、産業組合経営農業倉庫の如きも最近急速度を以て増加を来し其の形式は誠に立派であるが、買取販売の因襲に妨げられて販売が思ふ様に運ばない為に、其の機能の大半以上を阻止せられて居るものと思はる。又米の販売組合連合会の設立を要望する声を時々耳に致すが之とても前に申述べた如く本島に於いては米の取引が買取販売の因襲に捉はれて居るので組合員が組合を信頼し米を組合に任せて売ると謂ふことが殆んど行はれて居ない⁷⁵。

二大難関と述べた課題のうち、特に買取販売が大きな障害となり、産倉への寄託を阻害しているというのが加藤の率直な見解である。つまり、例え土壟間に安く買い叩かれても、その場で売り切ることで現金化したいという農家の心理や零細性が大きな壁になっていると分析しているのである。土壟間とのシェア争いの状況を見ると、加藤はかなり正確に現状を分析し、課題の所在を明らかにしていたと言えるであろう。だとすると、もう一つの難関と認識していた金融面においては、産倉はどこが土壟間に及

ばなかったのだろうか。もとより、農家は産倉に対して籾の寄託の約束をしなければ青田での借金はできなかったわけで、“二つの難関”は不可分の関係ではあったが、特に金融面について見ると、春先に青田担保でまとまった融資を受けたり、収穫後に現物を以て借金したりという外に、日常生活の中で生じる急な“ものいり”に即座に対応してくれるのが、全島的に存在した土壟間であった。

地方土壟間と農家は離るべからざる永き因習の基に耕作資金として現金並に肥料等の前貸を行ふて居る外、不時の金融も土壟間に相談して一時金融を受くる事、深き関係を有し、地方農民に取りて今尚重要役割を務めて居ることは同様である⁷⁶。

という指摘はよく現状を把握したものである。台湾の農村社会の中で土壟間が存在し続けた一因は、金利の高さはあるものの、地域社会に密着した利便性の高さで、農民にとっては“なくてはならない存在”もしくは“なくなってしまうと困る存在”であり続けたからであろう。産倉の実質的な拡大は役所が思い描いたようには進まなかった。籾の買取習慣が最大のネックになっていたことや、土壟間の金融機関としての必要性が失われなかったことなどに、あらためて台湾農村社会の実態を垣間見る思いがする。

まとめ

本稿で明らかにできた点をあらためて整理しておきたい。台湾米を取り巻く環境を見てみると、“内地”市場での取引が品質本位となり、それに対応する形で島内における移出米検査規則も改定が進められることとなった。状況の変化を受けて、土壟間は自ら米質改善に踏み出したという見方ができる。ただ、彼らはかなり早

い段階から市場の動向に敏感に反応しており、米を少しでも高く売るための方策を積極的に具体化していたことも明らかとなってきた。移出米検査制度に着目すると、改正に対応したという面と、時代を先取りして制度改正をリードしたという、2つの側面があったことを再度指摘しておきたい。つまり、移出商や地方行政機関、総督府との関係にも目を配りながら、“内地”市場のニーズに対応すべく自己革新を図っていたということである。それは、消極的な意味とは違う、むしろ前向きな生き残り策という印象を受けるものである。市場で高い評価を受けるようになった員林赤札米の産地である員林・草屯地域は、産倉との競争に敗れることなく土壟間が籾取扱量で高いシェアを維持し続けた土地であった。土壟間の米質改善努力なしに、この地域を台湾随一のブランド米生産地として市場に認知させることは難しかったであろう。大阪の市場は台湾米の質の向上ぶりを次のように評価している。

不相変北部が売れず中部がよく売れている。三・四等の格差十銭に接近せるため三等級のものがよく売行く。然し内緒乍ら異口同音に驚いているのは蓬萊の味のよくなったことだ。朝鮮の銀穀級より確かにうまい⁷⁷。

常に朝鮮米の後塵を拝してきた台湾米が朝鮮米を追い越したという評価である。額面通りに受け取ってよいかは微妙であるが、少なくとも中部産の蓬萊米が大阪でもしっかりと認知されていたことは間違いない。米質改善運動の成果であろう。

次に土壟間組合の中も決して一枚岩というわけではなく、自らが許可制導入へ動いた事実などから見ると、一定の資金力を持った土壟間が中心となって生き残りを図ろうとしたことも明らかになってきた。零細な新規参入の土壟間を

淘汰していくことで原料物の買い付けを容易にし、米質改善・競争力の向上などに努めることのできる体質への自己変革をねらったものと考えることができる。

米庫利用組合設立については、『台日』で報道されていたような、土壟間による自覚的運動などではなく、殖産局がリードする官製の施策であった公算が大きい。それが計画通りに運ばなかったのは、土壟間がもった危機意識や先を見据えた市場感覚と、当局側の見通しにズレがあったからではないかと考えられる。また、米庫利用組合をめぐる騒動からは、台湾島内における米摺業者間の競争意識や取引方針の違いも見えてくるのである。

また、産倉の出現は土壟間にとって大きな脅威であり、その活動に多大な影響を与えたことは疑いない。ただ、現実には産倉はなかなか土壟間から米取扱量のシェアを奪えないでいる実態が見えてきた。筆者は拙稿において、移出商が土壟間に対する様々な“浄化”策をとったことを明らかにしたが、それも見方を変えれば、土壟間が簡単には衰退の道を歩まなかったために“浄化”策をとらざるを得なかったと考えることもできるであろう。土壟間は長く、且つ深く台湾社会に根付いた存在であった。そのため、台湾農業の近代化を阻害し、農民を金融支配して抑圧する前近代的な中間搾取階級であるという見方もされてきた。それを全否定することはできまいが、産倉との競争関係を見ていくと、彼らが備えてきた買取販売システムと金融機能は、農家にとっては捨て難い存在であったことも明らかになってきた。産倉への理解を浸透させ、身近な存在として利用を促すにはさらなる時間が必要だったということであろう。しかし、土壟間と産倉は併存状態のまま米穀移出管理体制から戦時体制へと突入していく。この

点については稿を改めて論じたいと思う。

最後に、米質改善に取り組み市場の変化にも柔軟に対応しながら生き残りを図ろうとした土壟間の姿を、「日本資本の進出・支配 それに対する抵抗 土着資本の弱体化」という図式だけで説明することは難しい。もちろん、日本による植民地支配を肯定するというものではない。それは、むしろ日本の近代的巨大資本や日本政府・総督府を向こうに回し、簡単には土俵を割ろうとしない“二枚腰”とでも言うべき下半身の強さを土壟間に見るからである。日本統治期における台湾地場産業の消長については、解明すべき点が山積している。

尚、本稿では農家や土壟間の米質改善動向と台湾総督府の政策的かかわりについては検討することができなかった。移出米統制との関連なども含め、改めて論じる機会を持ちたい。

注

- 1 拙稿「台湾米流通と土壟間」(松田吉郎編『日本統治時代台湾の経済と社会』所収、2012年10月、晃洋書房)
- 2 1975年、東京大学出版会
- 3 蓬莱米改良の経緯については、拙稿「1910年代台湾の米種改良事業と末永仁」(『東洋史訪』12号、2006年3月)参照。
- 4 前掲注1)拙稿 II章「蓬莱米の登場と日本商社」参照。また、融通米取引については谷ヶ城秀吉「戦間期における台湾米移出過程と取引主体」(『歴史と経済』208号、2010年7月)参照。
- 5 『堂島米報』16巻1号(昭和9年1月号)「台湾米界事情(一)」
- 6 注5)に同じ。
- 7 台湾正米市場刊『台湾米報』1号(昭和5年5月号)
- 8 『台湾米報』5号(昭和5年9月号)「移出米保管改善の躊躇は天下の愚挙也」
- 9 注5)に同じ。
- 10 前掲注1)拙稿の「表1-3:移出米検査実績」(P.17)参照。
- 11 前掲注1)拙稿 III章「土壟間側の対応」参照。
- 12 注7)に同じ。
- 13 『台湾米報』25号(昭和7年5月号)「三部制を実施する迄(上)」

- 14 『台湾米報』25号(昭和7年5月号)「三部制に関する関係者打合」
- 15 『台湾米報』61号(昭和10年5月号)
- 16 『堂島米報』昭和10年8月号「雑纂」には、この昭和10年の検査規則改正によって、「産地の銘柄を表示するため移出米に票箋又は荷札を付する場合は一々総督府米穀検査所の承認を求めることが必要となったので、各地の優良米産地ではそれぞれ特有の考案に依り票箋及荷札等を作成し、続々米穀検査所の許可を申請しているが……」とある。優良米の産地では生産米をブランド化するために目印となる荷札を付けて移出していた(員林の赤札米など)が、そうした取引実態を総督府が追認すると同時に、統制下に置くことをねらっていたと見ることができよう。
- 17 『台湾米報』88号(昭和12年8月号)「台湾の米」
- 18 『台湾米報』64号(昭和10年8月号)「胴割防止改良籾乾燥 實乾運動の提唱(上)」
- 19 新竹州『新竹州の米』(昭和10年10月)
- 20 注19)に同じ。尚、10年当時、三等米以上が72%という数字に対する評価であるが、この年の全移出米の検査実績を見ると、三等以上は60%弱であり、確かに72%というのは平均以上の高率であると思われる。(前掲 注1 拙稿の「表1-3:移出米検査実績」参照。)
- 21 注18)に同じ。
- 22 米穀改善協会については、李力庸『米穀流通與台湾社会(1895-1945)』(稲郷出版社、2009年)第四章「米商與団体」及び前掲 注11)参照。
- 23 注18)に同じ。
- 24 注18)に同じ。
- 25 『台湾米報』26号(昭和7年6月号)「桃園米穀改善会と其の事業」
- 26 『台湾米報』41号(昭和8年9月号)「之れは珍しい 初摺従業員の初鑑定 標準初まで決定した桃園米穀改善協会主催で」
- 27 『台湾米報』30号(昭和7年10月号)「大甲米穀改善協会の産米改善宣伝」
- 28 『台湾米報』26号(昭和7年6月号)「大甲米穀改善協会創立と協議事項」
- 29 注5)に同じ。
- 30 『台湾米報』55号(昭和9年11月号)「州別検査と蓬萊種の品種別標準設定を望む(上)」
- 31 前掲 注1)拙稿参照。
- 32 前掲 注1)拙稿参照。
- 33 「初摺業者の許可制は取引浄化に必要 移出組合から近く請願」
- 34 36号(8年4月号)「土壘間業者の許可制はどうしたら良いか」
- 35 昭和2年4月3日付「憂ふべき本島米 取引の現状と将来(下の中)」
- 36 「米の移出を束縛する米庫利用販売組合は人気が悪い」
- 37 『民報』155号(昭和2年5月1日)「中部米搬出組合総会 一斉反対加入台庫利販組合」
- 38 『民報』203号(昭和3年4月8日)「與郭氏の問答」
- 39 『民報』203号(昭和3年4月8日)「米庫統一は官憲の意見だ。郭廷俊が弁明す」
- 40 『民報』199号(昭和3年3月11日)「米の移出を束縛する米庫利用販売組合は人気が悪い」
- 41 前掲 注1)拙稿 Ⅱ章「蓬萊米の登場と日本商社」参照。ただ、米庫利用組合の設立に関わる移出商の具体的な動きについては、その有無も含め現在のところ明らかにできない。
- 42 『民報』199号(昭和3年3月11日)「米の移出を束縛する米庫利用販売組合は人気が悪い」には、「米庫利用販売組合設立の趣旨は決して悪いとは言はない。……そこで若し真実に台湾米の発達を図るなら、統一主義独占経営は宜しく廃止して、分散主義に由って各地方に簡便なる機関を設けるなら至極賛成であるが、現在の如き独占的組織は台湾人の経済を破壊するから絶対的に反対である」とある。
- 43 『民報』206号(昭和3年4月29日)「反対米庫全島統一之理由書 台中米穀生産者大会」
- 44 『民報』204号(昭和3年4月15日)「高雄米穀同業組合 反対加入台庫」
- 45 『民報』208号(昭和3年5月13日)「当局放棄米庫 已經向各州發出通牒了」
- 46 『民報』226号(昭和3年9月16日)「新竹州米庫成立的経過」
- 47 産倉の数については資料によって若干の違いが見られるが、ここでは『台湾米穀要覧』(昭和15年版)記載のものを使用する。
- 48 前掲 注1)拙稿参照。
- 49 『台湾米報』37号(昭和8年5月号)「員林地方に於ける蓬萊米に就いて(一)」
- 50 『台湾米報』38号(昭和8年6月号)「員林地方に於ける蓬萊米に就いて(二)」
- 51 前掲 注1)拙稿の中で、四等米を出せば採算割れになることは指摘している。また、従業員は請負制で、四等米以下を出すと無給というシステムは桃園辺りでも確認できる。
- 52 『台湾米報』50号(昭和9年6月号)「台湾米発祥の沿革と土壘間の今昔(下)」
- 53 『台湾米報』51号(昭和9年7月号)「本島米業者は地方別に企業を合同せよ」
- 54 注53)に同じ。
- 55 『台湾米報』104号(昭和13年12月号)「米穀移出管理に伴ひ土壘間よどこへ行く」には、「米の相場変動で儲けもあるが損も大きいし仲々危険な商売である」とある。
- 56 注26)に同じ。
- 57 『堂島米報』16巻4号(昭和9年4月号)「台湾米界事情(三)」には、「近年一般に土壘間業者に白米製造熱が台頭し、玄米製造から一步を進め、白米移出の芽生をして居るから一層移出白米に拍車をかけて居る。現に台北州蘭陽方面では、……移出検査

で四等か五等になる様な米は之を精白し、沖縄方面に移出し、相当の成績を挙げ……」とある。『台湾米報』73号（昭和11年5月号）「土壟間の存在と其の手を経たる移出米」によると、昭和10年度の白米移出量は約282,000袋で全移出量の3.2%にあたる。昭和6年は0.2%であったことからすると、その増加ぶりがわかる。

- 58 『台湾米報』51号（昭和9年7月号）「中部米の研究 先づ農倉米から（二）」
- 59 『台湾之産業組合』96号（昭和9年12月号）「農業倉庫経営に就て」
- 60 『台湾之産業組合』73号（昭和7年9月号）「わが組合の農業倉庫経営」尚、南屯産倉でも初の受け入れには等級制を導入していたというから、恐らく多くの産倉で商品価値向上のために様々なチェックを行っていたものと思われる。
- 61 『台湾之産業組合』91号（昭和9年7月号）「産業組合の倉庫経営に就て」
- 62 『台湾之産業組合』80号（昭和8年8月号）「農倉経営並米販売事業経験談」
- 63 注62)に同じ。
- 64 『台湾米報』52号（昭和9年8月号）「樹林信用利用購買販売組合経営の米穀倉庫事業状況」
- 65 注61)に同じ。
- 66 『台湾之産業組合』95号（昭和9年11月号）「農業倉庫経営実験談」
- 67 前掲 注1) 拙稿参照。
- 68 注60)に同じ。
- 69 注62)に同じ。
- 70 『台湾米報』53号（昭和9年9月号）「中部米の研究 先づ農倉米から（四）」
- 71 注70)に同じ。
- 72 注70)に同じ。
- 73 注70)に同じ。因みに同じ年の霧峰産倉と厚生産倉の青田貸し高は、共に約60万斤であったという。
- 74 注59)に同じ。
- 75 『台湾之産業組合』109号（昭和11年1月号）「新春を迎ふるに当り一段の奮起を望む」
- 76 『台湾米報』49号（昭和9年5月号）「台湾米発祥の沿革と土壟間の今昔（上）」
- 77 『堂島米報』19巻3号（昭和12年3月号）「大阪の米穀事情」